

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

こども・若者支援について

こども家庭庁支援局
企画官（こども・若者支援担当） 上野 友靖

《 目 次 》

1. ヤングケアラーへの支援について

- (1) ヤングケアラー支援について 3
- (2) ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究について 7

2. こども・若者育成支援について

- (1) 子ども・若者支援地域協議会設置状況及び子ども・若者総合相談センター機能確保状況 ... 9
- (2) 令和7年度のこども・若者支援体制整備及び機能向上事業について 14
- (3) 虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 18

1. (1) ヤングケアラー支援について

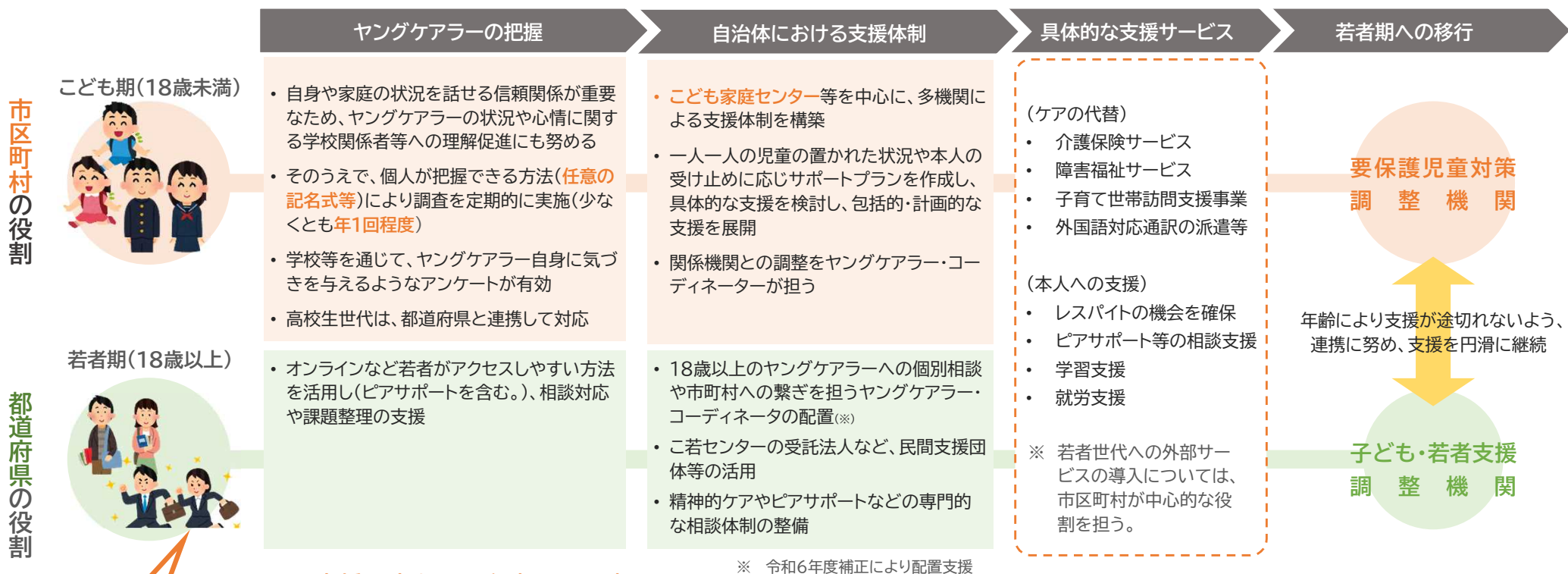
子ども・若者育成支援推進法の改正に伴う「ヤングケアラー支援の流れ」

定義

家族の介護その他の日常生活上の世話を**過度に(※)**行っていると認められる子ども・若者

※ こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合

※ その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の**客観的な状況**と**主観的な受け止め**等を踏まえ、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要



支援に当たって留意すべき事項

進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支える観点から、おおむね**30歳未満**を中心(状況に応じて40歳未満)も対象とする。

- ヤングケアラーへの支援は、家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる
- 外部サービス導入時は、家族全体の支援を意識し、丁寧な説明と理解を得て進める
- 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要(保護者の病気・障害によりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がいない世帯)

ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。（令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行）
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）**に行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。
※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

事業の概要

①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

②関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

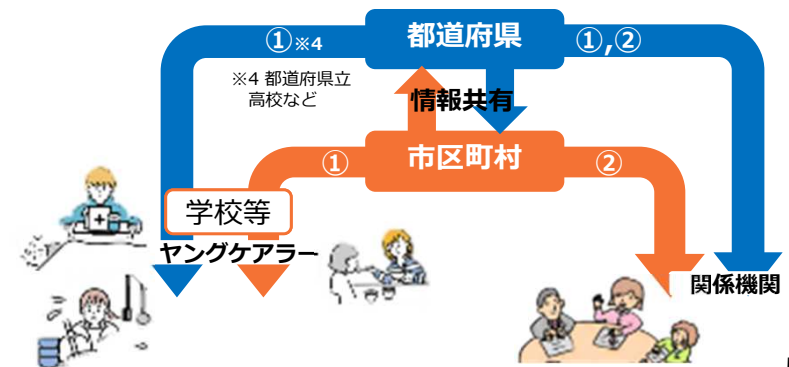
③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上

実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率		国：2/3、実施主体：1/3		



ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

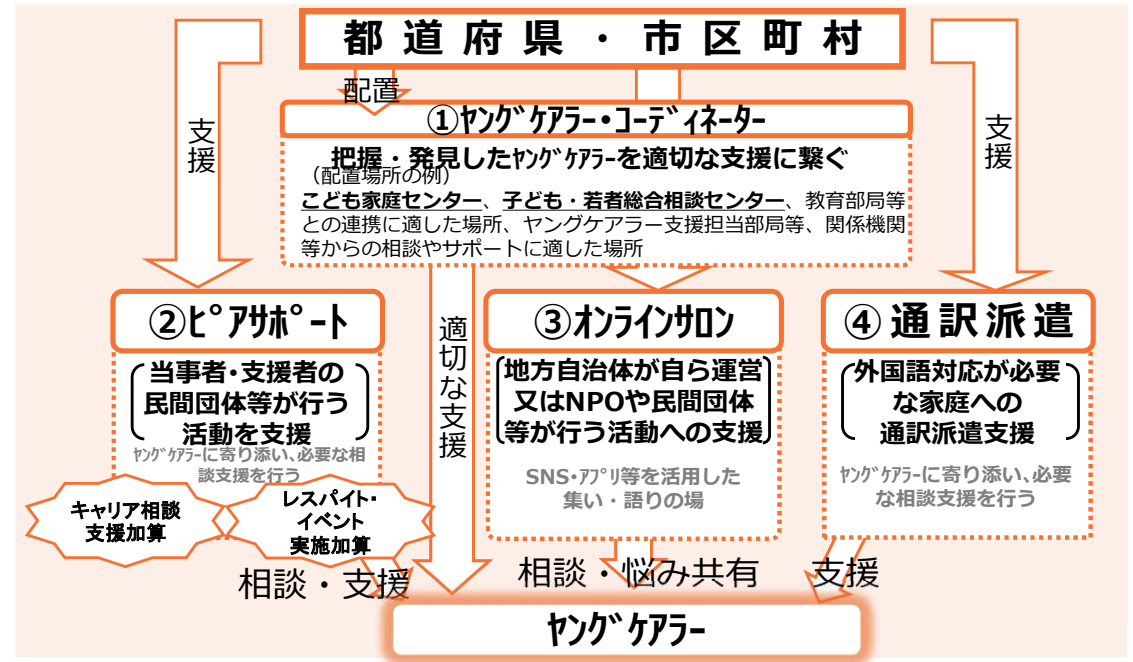
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

実施主体等

実施事業	実施主体	都道府県、市区町村		
		1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置	18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	17,786千円	11,408千円	6,429千円
	18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	7,896千円 (都道府県に限る)	-	-
	② ピアサポート等相談支援体制の推進	7,708千円	5,229千円	2,690千円
	キャリア相談支援加算	6,078千円	4,052千円	2,026千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	3,181千円	2,739千円	2,274千円
	④ 外国語対応通訳派遣支援	4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援		7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率		国：2/3実施主体：1/3		



1. (2) ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に
向けた調査研究について

1. 目的

「こども家庭センター」は、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じ、必要な支援につなげる重要な役割（サポートプランの作成等）を担うことになるところ、同機関が「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の各段階において、活用することのできるヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）を策定することを目的とする。

※ ガイドラインは、担当部署をこども家庭センター（児童福祉機能）として記載しているが、異なる部署が担当する場合であっても、読み替えてご活用いただけます

2. 事業の手法

- ① 地方自治体や支援団体におけるガイドライン等の収集・整理、インタビュー調査を実施する。
- ② 「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の段階における必要な具体的対応等について検討を行い、パイロット版を作成する。
- ③ ②のパイロット版に基づき、複数の市区町村で試行運用を行い、改善点等を反映させた成果物を取りまとめる。

3. ガイドラインの内容（予定）

（成果物の公表 令和6年3月末予定）



ヤングケアラーの「把握」から「終結」に至るまでの、各段階で求められる取組やポイント



ヤングケアラーの支援体制や、ヤングケアラー・コーディネーターに期待される役割



実態調査の促進にむけた、設問例や押さえてほしいポイント

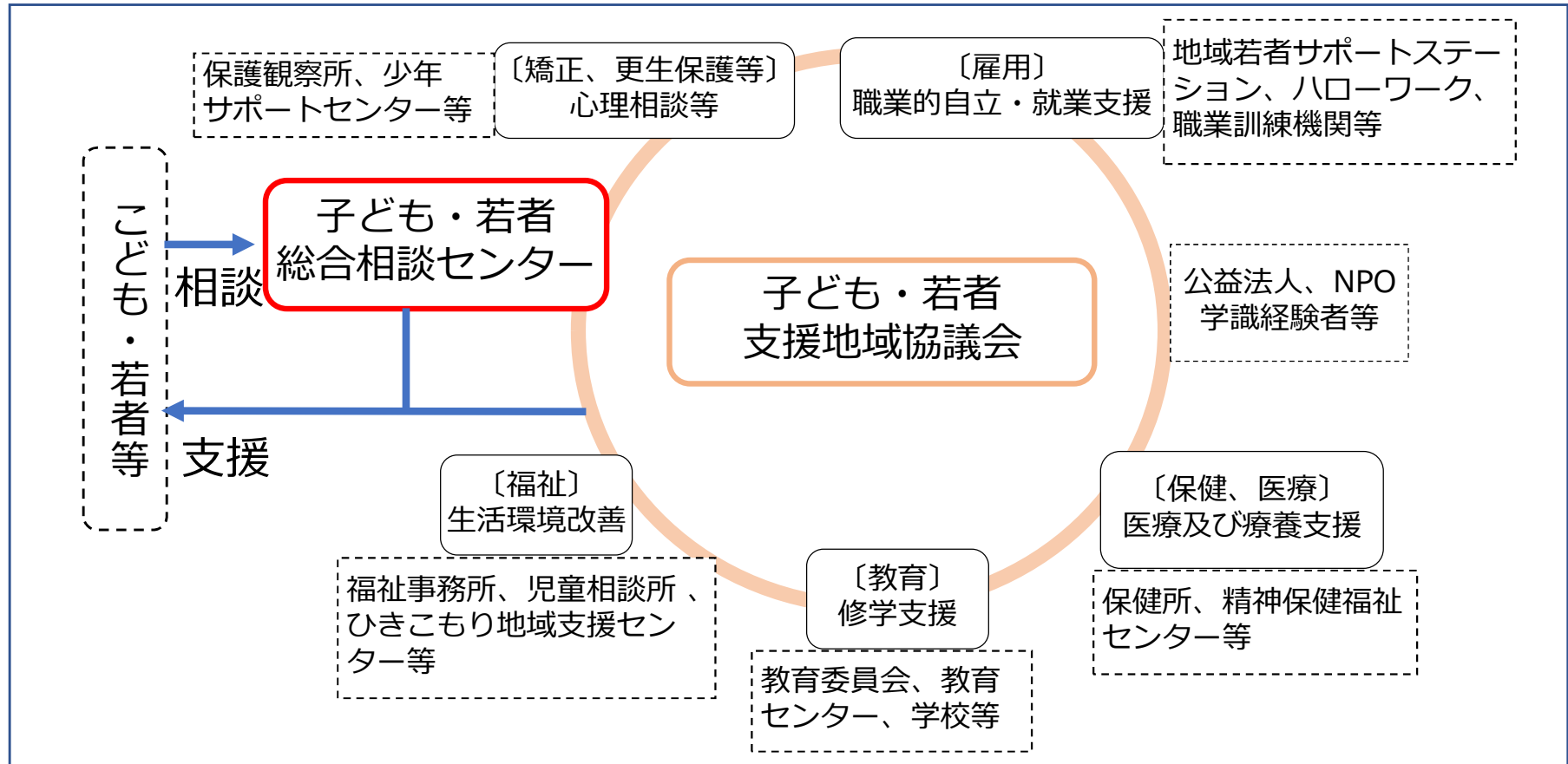
2. (1) 子ども・若者支援地域協議会設置状況及び
子ども・若者総合相談センター機能確保状況

- 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2024年4月1日現在、142の地方公共団体が設置）

- 子ども・若者総合相談センター

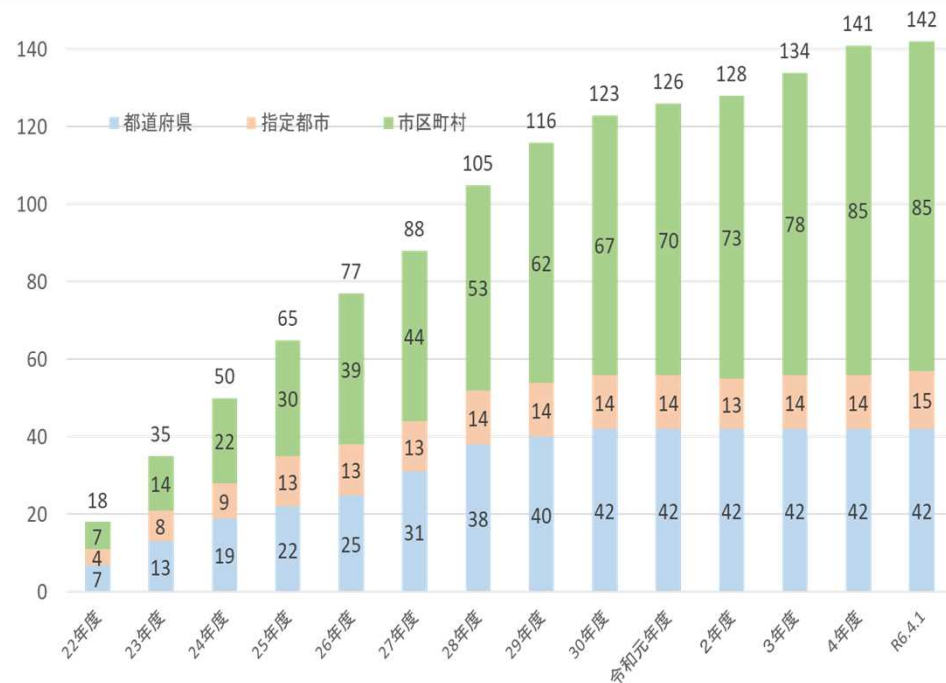
こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2024年4月1日現在、122の地方公共団体が設置）



子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターの設置状況

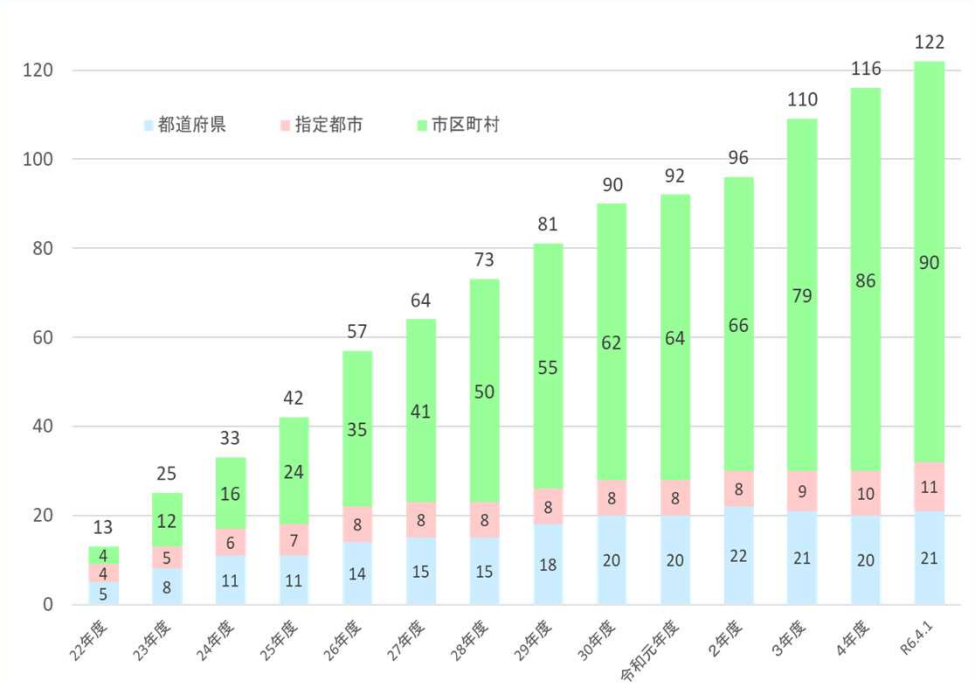
◇子ども・若者支援地域協議会

令和6年4月1日時点で、**142**の地方公共団体に設置。



◇子ども・若者総合相談センター

令和6年4月1日時点で、**122**の地方公共団体に設置。



子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会設置状況及び子ども・若者総合相談センター機能確保状況

設置状況	種別	R4	R5	R6
協議会	都道府県	42	42	42
	政令市	14	14	15
	市町村	78	85	85
	合計	134	141	142
センター	都道府県	21	20	21
	政令市	9	10	11
	市町村	79	86	90
	合計	109	116	122
両方設置	都道府県	21	20	21
	政令市	8	9	10
	市町村	58	61	61
	合計	87	90	92

※1 共同設置・圏域設置	石巻市・東松島市・女川町 松茂町・北島町
※2 圏域ごとに協議会設置	長野県(4カ所) 愛媛県(3カ所)
※3 センターを複数設置	山形県(8カ所) 茨木市(5カ所) 和歌山県(3カ所) 岩手県(2カ所) 札幌市・大仙市・大田市(2カ所)

番号	都道府県	協議会設置	センター機能確保	両方設置	
1	北海道	○			
2	青森県	○			
3	岩手県(※3)	○	○	○	
4	宮城県	○			
5	秋田県	○			
6	山形県(※3)	○	○	○	
7	福島県	○			
8	茨城県	○			
9	栃木県	○	○	○	
10	群馬県	○			
11	埼玉県	○			
12	千葉県	○	○	○	
13	東京都	○	○	○	
14	神奈川県	○	○	○	
15	新潟県				
16	富山県	○	○	○	
17	石川県	○			
18	福井県	○			
19	山梨県	○			
20	長野県(※2)				
21	岐阜県	○	○	○	
22	静岡県	○			
23	愛知県				
24	三重県	○			
25	滋賀県	○	○	○	
26	京都府				
27	大阪府	○			
28	兵庫県	○	○	○	
29	奈良県	○			
30	和歌山県(※3)	○	○	○	
31	鳥取県				
32	島根県	○			
33	岡山県	○	○	○	
34	広島県	○			
35	山口県	○			
36	徳島県	○	○	○	
37	香川県	○			
38	愛媛県(※2)	○			
39	高知県				
40	福岡県	○	○	○	
41	佐賀県	○	○	○	
42	長崎県	○	○	○	
43	熊本県	○	○	○	
44	大分県	○	○	○	
45	宮崎県	○	○	○	
46	鹿児島県	○	○	○	
47	沖縄県	○	○	○	
計		47	42	21	21

	政令指定都市	協議会設置	センター設置	両方設置
1	札幌市(※3)	○	○	○
2	仙台市	○	○	○
3	さいたま市	○		
4	千葉市	○	○	○
5	横浜市	○		
6	川崎市			
7	相模原市	○		
8	新潟市	○	○	○
9	静岡市	○	○	○
10	浜松市	○		
11	名古屋市	○	○	○
12	京都市		○	
13	大阪市			
14	堺市	○	○	○
15	神戸市			
16	岡山市	○		
17	広島市			
18	北九州市	○	○	○
19	福岡市	○	○	○
20	熊本市	○	○	○
計	20	15	11	10

番号	都道府県	市区町村	協議会 設置	センター 機能確保	両方 設置
1	北海道	帯広市	○		
2		苫小牧市	○		
3		石狩市	○	○	○
4		中頓別町	○		
5		余市町		○	
6	青森県	青森市	○		
7	宮城県	白石市		○	
8		石巻市(※1)	○	○	○
9		東松島市(※1)	○	○	○
10		女川町(※1)	○	○	○
11	秋田県	大仙市(※3)		○	
12	山形県	高島町		○	
13	栃木県	宇都宮市	○	○	○
14		鹿沼市	○		
15	埼玉県	上尾市	○	○	○
16		蓮田市		○	
17	千葉県	市原市		○	
18		南房総市		○	
19	東京都	港区	○		
20		新宿区	○		
21		江東区		○	
22		品川区		○	
23		大田区	○	○	○
24		世田谷区	○	○	○
25		中野区	○	○	○
26		豊島区	○	○	○
27		荒川区		○	
28		足立区	○		
29		葛飾区	○	○	○
30		八王子市		○	
31		立川市	○		
32		府中市		○	
33		調布市	○	○	○
34	国分寺市	○			
35	新潟県	三条市	○	○	○
36		村上市	○		
37		妙高市	○		
38		阿賀野市		○	
39		佐渡市		○	
40		南魚沼市	○		
41		関川村	○		
42	富山県	高岡市		○	
43	福井県	若狭町	○	○	○
44	岐阜県	岐阜市		○	
45		山県市		○	

番号	都道府県	市区町村	協議会 設置	センター 機能確保	両方 設置
46	静岡県	富士宮市	○	○	○
47		島田市	○		
48		富士市	○	○	○
49		磐田市		○	
50		焼津市	○		
51		掛川市	○		
52		藤枝市	○		
53		豊橋市	○	○	○
54		岡崎市	○	○	○
55		一宮市	○	○	○
56	瀬戸市	○	○	○	
57	春日井市	○	○	○	
58	豊川市	○	○	○	
59	刈谷市	○	○	○	
60	豊田市	○	○	○	
61	愛知県	安城市	○	○	○
62		西尾市	○	○	○
63		蒲郡市	○	○	○
64		大府市	○	○	○
65		知多市	○	○	○
66		田原市	○	○	○
67		北名古屋	○	○	○
68		あま市	○	○	○
69		大治町	○	○	○
70		大津市	○	○	○
71	彦根市	○	○	○	
72	滋賀県	近江八幡市	○	○	○
73		草津市	○	○	○
74		高島市	○	○	○
75		米原市	○	○	○

番号	都道府県	市区町村	協議会 設置	センター 機能確保	両方 設置
76	大阪府	豊中市	○	○	○
77		吹田市	○	○	○
78		枚方市	○	○	○
79		茨木市(※3)	○	○	○
80		四條畷市	○		
81		兵庫県	芦屋市		○
82	三木市			○	
83	川西市		○	○	○
84	丹波市			○	
85	神河町	○			
86	上郡町		○		
87	奈良県	奈良市	○	○	○
88		天理市	○	○	○
89		生駒市	○	○	○
90		香芝市	○	○	○
91		葛城市	○	○	○
92	島根県	松江市	○	○	○
93		浜田市	○	○	○
94		出雲市	○	○	○
95		益田市		○	
96		大田市(※3)	○	○	○
97		安来市		○	
98		江津市		○	
99		雲南市		○	
100		飯南町		○	
101		美郷町	○		
102	津山市	○			
103	岡山県	玉野市	○	○	○
104		勝央町	○	○	○
105	山口県	萩市	○	○	○
106	徳島県	松茂町(※1)	○	○	○
107		北島町(※1)	○	○	○
108	上板町	○	○	○	
109	香川県	高松市	○		
110	愛媛県	四国中央市	○	○	○
111	福岡県	久留米市		○	
112	鹿児島県	奄美市		○	
113	沖縄県	石垣市	○	○	○
114		伊江村	○		

114 85 90 61

2. (2) こども・若者支援体制整備及び機能向上事業について

「こども・若者支援体制整備及び機能向上事業」

目的

子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターの**新規設置**や**機能向上**(※)等を目的として、自治体に対しアドバイザーの派遣等の支援を実施する。

※ 居場所・学習・就労・ヤングケアラー支援などの新たな機能の追加など

活用できる自治体

協議会及びセンターの**設置の有無に関わらず**、次の1から4までのいずれかに該当する自治体

1. 他の自治体における協議会及びセンターの取り組みを学びたい自治体
2. 協議会やセンターを新設したい自治体
3. 既存の協議会やセンターをより良くしたい自治体

(活性化や利用促進を図りたい、**新たな支援機能**(居場所・学習・就労・ヤングケアラー支援など)を追加したい等)

4. 市区町村での協議会及びセンターの設置を後押ししたい都道府県

※ 事業目的の範囲内においては、青少年行政主管課のほか、**若者施策に関連する所属部署が本事業を活用することも可能です。**

青少年担当に限らず、若者支援に関わるあらゆる部局で幅広くご活用いただけます！



事業内容

以下の事業における、アドバイザー(※)や講師の謝金や旅費、自治体職員の先行自治体への視察に要する旅費、その他講演に要する会場費やオンライン設備利用料を国が負担します！

センター・協議会の設置・機能強化に向けた、アドバイザーの派遣等



- 協議会・センターに関する情報収集等を目的としたアドバイザー等への派遣要請
- 先進自治体への視察

若者支援に関する講習会等の開催支援



- 協議会・センターの設置検討会や講習会
- 協議会の構成員やセンター職員、地域住民等を対象とした講習会
- ボランティアサポーターの普及啓発ワークショップ
- こども・若者向け広報イベントの会場費

相談業務に従事する職員の実務研修(OJT研修)の実施



- 相談業務に従事する職員の支援技術の向上等に向けた、他自治体の実務担当職員の派遣要請
- 支援実践を踏まえた助言等を得ることを目的とした、他自治体への職員派遣(視察)

※ 国が指定した有識者であり、こども・若者支援に関する幅広い分野(協議会の運営、センター設置、居場所づくりなど)について、専門的な知見を持ち、自治体や関係機関に対して助言やサポートを行う方々です。(実施要領別紙1参照) 国が指定するアドバイザー以外を「講師」として招くことも可能です。

※ 各事業の具体的な活用例は、実施要領をご覧ください。

「こども・若者支援体制整備及び機能向上事業」

利用手順



実施自治体より委託業者へ実施計画票を提出

委託業者から、アドバイザー等に旅程、謝金を提示

事業実施

実施計画に沿って、事業を実施

委託事業者から、アドバイザー等宛てに事業経費の精算を実施、支払い

事業実施

実施自治体より運営委託業者へ報告書を提出

令和7年度の改正点(案)

- 実施自治体の事前決定の廃止し、毎月申請が可能になります。
- 活用例として、18歳以上のヤングケアラー支援やアウトリーチ事業など、今後センターや協議会に期待される機能などを追加
- 上記に伴い、新たにヤングケアラー関係を専門とするアドバイザーの招へいも可能になります。
- 利用回数やアドバイザー等の招へい人数の上限が一部緩和されます。

2. (3) 虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する
学生等へのアウトリーチ支援

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

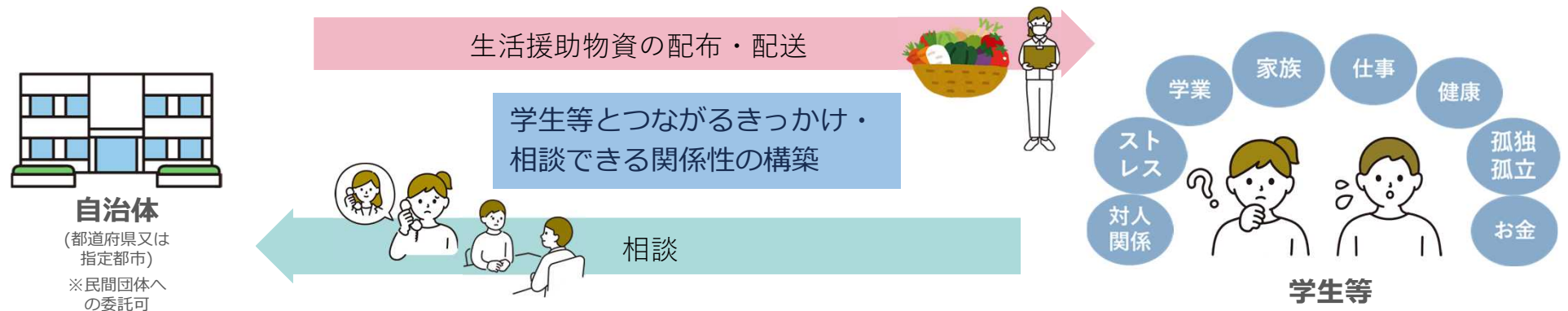
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円